国民健康保険にご加入の皆さんへ

問／保険年金課　☎463-0283

令和６年度における保険税の一世帯あたりの課税限度額が変わります

課税限度額	改正前	改正後
合　　計	102万円	**104万円**
医療保険分	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	20万円	**22万円**
介護保険分	17万円	17万円

国保マスコット　健康まもるくん

税制改正に伴い、令和６年度保険税における軽減判定所得の基準額が変わります

軽減割合	世帯の総所得金額（改正前）	世帯の総所得金額（改正後）
７割軽減	43万円＋10万円×（給与または年金所得者の数※2－1）以下	43万円＋10万円×（給与または年金所得者の数※2－1）以下
５割軽減	43万円＋29万円×被保険者数※1＋10万円×（給与または年金所得者の数※2－1）以下	43万円＋**29万5千円**×被保険者数※1＋10万円×（給与または年金所得者の数※2－1）以下
２割軽減	43万円＋53万5千円×被保険者数※1＋10万円×（給与または年金所得者の数※2－1）以下	43万円＋**54万5千円**×被保険者数※1＋10万円×（給与または年金所得者の数※2－1）以下

※１　被保険者には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行して継続して同一世帯に属する、特定同一世帯所属者も含まれます。
※２　給与収入は55万円以上、年金収入は、65歳未満が60万円以上、65歳以上が110万円（公的年金等に係る特別控除後は125万円）以上の方が対象となります。

後期高齢者医療保険にご加入の皆さんへ

問／保険年金課　☎463-1928

令和６年度の保険料は次のとおり計算されます。

保険料（年額）	＝	均等割額※3	＋	所得割額
【上限 73 万円※1】		（被保険者一人当たり 45,930 円）		（賦課のもととなる所得金額×所得割率 9.03%※2）

※１　令和６年度中に75歳になり加入される方は、上限80万円となります。
※２　賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方の所得割率は、8.42%となります。
※３　同一世帯内の被保険者および世帯主の令和５年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には、保険料の均等割額が軽減されます。

均等割額軽減割合	軽減判定基準（＿＿＿は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します）	軽減後の均等割額
７割	基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）	13,700円／年
５割	基礎控除額（43万円）＋29.5万円×（被保険者数）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）	22,960円／年
２割	基礎控除額（43万円）＋54.5万円×（被保険者数）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）	36,740円／年

※詳しくは、納入通知書等に同封の「保険料のしおり」をご確認ください。

マイナ保険証の登録はお済みですか？

マイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき、現行の保険証は令和６年12月２日に廃止され、新規発行は終了します。マイナンバーカードを保険証として利用するには、事前に登録が必要です。
※詳しくは、市ホームページをご確認ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル　☎0120-95-0178

問…問い合わせ